

重要事項説明書

(介護(予防)保険・医療保険) 令和8年6月1日

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人財団 慈泉会
代表者氏名	相澤 孝夫
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	長野県松本市本庄2-5-1 電話番号 0263-33-8600
法人設立年月日	昭和27年1月26日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	相澤訪問看護ステーションひまわり塩尻事業所
介護保険指定 事業所番号	2061590085
事業所所在地	塩尻市大字大門79-2
連絡先	電話番号 0263-53-8611 FAX 番号 0263-53-8621
事業所の通常の 事業の実施地域	塩尻市(ただし旧檜川村は除く)、朝日村、山形村 (上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	この事業は健康保険法および介護保険法等の諸法令に基づき、かかりつけの医師が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、訪問看護師等が訪問し、利用者の意思を尊重しながら、在宅における療養生活を援助します。また、生活の質の保持を重視して日常生活動作の維持回復と自立支援を目的とします。
運営の方針	訪問看護事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始
営業時間	8時30分～17時10分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日
サービス提供時間	8時30分～17時10分

(5) 事業所の職員体制

管理者	(ステーション長) 中 楯 朋 子
-----	-------------------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常 勤 1 名
看護職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 3 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ訪問看護計画を交付します。 5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 	常勤換算 2.5人以上
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	主治医の指示を受け、心身の機能を維持・改善し日常生活の自立を助けます。	常勤1名以上
事務職員	介護保険・医療保険等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 1 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談 ・在宅リハビリテーション ・日常生活の看護 ・主治医の指示による医療処置 ・介護相談 ・福祉サービスの使い方相談 ・認知症の看護 ・終末期ケア ・服薬状況の確認 等

(2) 事業所職員の禁止行為

事業所職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

お支払いいただく料金は、全ての単位の合算に地域区分別の単価 10.21（7 級地）を乗じた金額となります。

※看護師による訪問の場合

サービス提供時間数	基本単位	利用者負担		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分未満	314	321 円	641 円	962 円
	予防 303	310 円	619 円	928 円
30 分未満	471	481 円	962 円	1,443 円
	予防 451	461 円	921 円	1,382 円
30 分以上 1 時間未満	823	841 円	1,681 円	2,521 円
	予防 794	811 円	1,622 円	2,432 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128	1,152 円	2,304 円	3,455 円
	予防 1,090	1,113 円	2,226 円	3,339 円

※理学療法士等による訪問の場合

サービス提供時間数	基本単位	利用者負担			
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
1 回につき	2 回以内/日	294	301 円	601 円	901 円
		予防 284	290 円	580 円	870 円
	2 回超/日	265	271 円	541 円	812 円
		予防 124	127 円	254 円	380 円

※ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用開始日の属する月から 12 月を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合は 1 回につき 5 単位を減算します。

※ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問は、1 週間に 6 回を限度として算定します。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及

び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行いません。

- ※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。
- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※ 指定訪問看護を行う場合（加算）

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用者負担			算定回数等	
		1割負担	2割負担	3割負担		
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算Ⅰ	600	613円	1,226円	1,838円	1月に1回 24時間電話等により相談や緊急の訪問看護を希望する場合	
<input type="checkbox"/> 特別管理加算（Ⅰ）	500	511円	1,021円	1,532円	1月に1回 別表8（ア）に該当する場合	
<input type="checkbox"/> 特別管理加算（Ⅱ）	250	256円	511円	766円	1月に1回 別表8（イ）～（オ）に該当する場合	
<input type="checkbox"/> 専門管理加算	250	256円	511円	766円	1月に1回 専門の看護師が計画的な管理を行った場合	
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算	2,500	2,553円	5,105円	7,658円	在宅での終末期においての支援を行った場合（死亡月に1回）	
<input type="checkbox"/> 初回加算Ⅰ	350	358円	715円	1,072円	初回または算定要件を満たした場合 退院又は退所日に訪問した場合	
<input type="checkbox"/> 初回加算Ⅱ	300	307円	613円	919円	初回または算定要件を満たした場合 初回加算Ⅰを算定しない場合	
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	600	613円	1,226円	1,838円	1回あたり 病院等に入院入所している方が退院退所するにあたり療養上必要な指導を行った場合	
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員連携強化加算	250	256円	511円	766円	1月に1回 訪問介護事業所との連携	
<input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算	50	51円	102円	153円	1月に1回 口腔の健康状態を評価し歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供をした場合	
<input type="checkbox"/> 複数名訪問加算（Ⅰ）	254	260円	519円	778円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30分未満（1回につき）	
	402	411円	821円	1,232円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30分以上（1回につき）	
<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護加算	300	307円	613円	919円	1回あたり 別表8に該当し1回の訪問が90分を超える場合	
<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算（Ⅰ）	550	562円	1,123円	1,685円	1月に1回 医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化している事業所の場合	
<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算（Ⅱ）	200	205円	409円	613円		
<input type="checkbox"/> 予防看護体制強化加算	100	103円	205円	307円		
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6	7円	13円	19円	1回につき サービス向上のための体制を整えている事業所の場合	
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算	所定単位数の18/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1月につき 介護職員などの処遇改善を図るための加算

- ※ 営業時間外の訪問について、早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）の場合は25%増し、深夜（22時～6時）の場合は50%増しとなります。

- ※ 中山間地域等に居住する利用者に対し、中山間地域等の介護サービスの提供に係る交通費や移動の時間等を評価するため、1回につき所定単位数の5/100を算定します。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(4) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(医療保険を適用する場合)について

〈基本料〉

算定項目	利用料	利用者負担			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護管理療養費	7,710円	770円	1,540円	2,310円	月の初日
	3,010円	300円	600円	900円	2回目以降の訪問 (単一建物居住利用者が20人未満)
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	5,550円(週3日目まで) 6,550円(週4日目以降)	560円 660円	1,110円 1,310円	1,670円 1,970円	理学療法士等の週4日目以降の訪問は週3日目までと同様
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一日に2人まで)	5,550円(週3日目まで) 6,550円(週4日目以降)	560円 660円	1,110円 1,310円	1,670円 1,970円	理学療法士等の週4日目以降の訪問は週3日目までと同様
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一日に3人以上9人以下)	2,780円(週3日目まで) 3,280円(週4日目以降)	280円 330円	560円 660円	830円 980円	理学療法士等の週4日目以降の訪問は週3日目までと同様
訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊時)	8,500円	850円	1,700円	2,550円	入院中1回 (別表8に該当する場合は2回)
訪問看護ベースアップ 評価料Ⅰ	1,830円	180円	370円	550円	1月に1回 当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善を図る体制にある場合
訪問看護物価対応料1	60円	10円	10円	20円	1日につき 月の初日の訪問 物価高騰に対応するため
	20円	2円	4円	10円	1日につき 月の2回目以降の訪問 物価高騰に対応するため

〈加算〉

算定項目	利用料	利用者負担			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
<input type="checkbox"/> 24時間対応体制加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円	1月に1回 24時間電話等により相談や緊急の訪問看護を希望する場合
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅰ	5,000円	500円	1,000円	1,500円	1月に1回 別表8(ア)に該当する場合
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅱ	2,500円	250円	500円	750円	1月に1回 別表8(イ)～(オ)に該当する場合
<input type="checkbox"/> 専門管理加算	2,500円	250円	500円	750円	1月に1回 専門の看護師が計画的な管理を行った場合

算定項目	利用料	利用者負担			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
□ 緊急訪問看護加算	2,650円 (週14日目まで)	270円	530円	800円	利用者または家族の求めに応じて主治医の指示で緊急訪問した場合
	2,000円 (週15日目以降)	200円	400円	600円	
□ 難病等複数回訪問看護加算	4,500円 (同一建物内1人または2人)	450円	900円	1,350円	1日に2回の場合 別紙1に該当、または特別指示書により訪問している利用者へ同日に複数回訪問した場合
	4,000円 (同一建物内3人以上9人以下)	400円	800円	1,200円	
	8,000円 (同一建物内1人または2人)	800円	1,600円	2,400円	1日に3回の場合 別紙1に該当、または特別指示書により訪問している利用者へ同日に複数回訪問した場合
	7,200円 (同一建物内3人以上9人以下・月20日目まで)	720円	1,440円	2,160円	
6,900円 (同一建物内3人以上9人以下・月21日目以降)	690円	1,380円	2,070円		
□ 長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円	週1回 15歳未満の超重症児または準超重症児・別表8の利用者・特別指示書により訪問している利用者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合 ただし15歳未満の超重症児・準超重症児、15歳未満の小児であって別表8の対象者に限っては、週3回まで
□ 複数名訪問看護加算	4,500円 (同一建物内1人または2人)	450円	900円	1,350円	他の看護師等の場合 週1回
	4,000円 (同一建物内3人以上9人以下)	400円	800円	1,200円	
	3,000円 (同一建物内1人または2人)	300円	600円	900円	その他職員の場合 週3回
	2,700円 (同一建物内3人以上9人以下)	270円	540円	810円	
	1日に1回 3,000円	300円	600円	900円	その他職員の場合 制限なし
	1日に2回 6,000円	600円	1,200円	1,800円	
1日に3回以上 10,000円 (同一建物内1人または2人)	1,000円	1,800円	3,000円		
1日に1回 2,700円	270円	540円	810円		
1日に2回 5,400円	540円	1,080円	1,620円		
1日に3回以上 9,000円 (同一建物内3人以上9人以下)	900円	1,800円	2,700円		
□ 夜間・早朝訪問看護加算	2,100円 (同一建物内1人または2人)	210円	420円	630円	1回につき (6時～8時・18時～22時)
	2,100円 (同一建物内3人以上9人以下・月15日目まで)	210円	420円	630円	
	1,900円 (同一建物内3人以上9人以下・月16日目以降)	190円	380円	570円	
□ 深夜訪問看護加算	4,200円 (同一建物内1人または2人)	420円	840円	1,260円	1回につき (22時～6時)
	4,200円 (同一建物内3人以上9人以下・月15日目まで)	420円	840円	1,260円	
	4,000円	400円	800円	1,200円	

算定項目	利用料	利用者負担			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
	(同一建物内3人以上9人以下・月16日以下)				
□ 退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	退院日の翌日以降の初回訪問時に算定 退院当日の訪問看護が必要と認められた場合
	8,400円	840円	1,680円	2,520円	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者(15歳未満の超重症児、準超重症児・別表8に該当する場合・特別指示書により訪問している場合、又は複数回の退院支援指導が90分を超えた場合)
□ 退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	1回(別表8に該当する場合は2回まで) 病院等に入院入所している方が退院退所するにあたり療養上必要な指導を行った場合
□ 特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円	別表8に該当する場合は退院時共同指導加算に追加
□ 乳幼児加算	1,400円	140円	280円	420円	1日につき 6歳未満の乳幼児
	1,800円	180円	360円	540円	超重症児又は準超重症児 別表7・別表8に該当する場合
□ 訪問看護医療DX情報活用加算	50円	10円	10円	20円	月1回 電子資格確認により利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
□ 看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円	月1回 喀痰吸引等に関して訪問介護事業所と連携し必要な支援を行った場合
□ 在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円	月1回 利用者または家族の同意を得て診療情報を医療関係職種間で月2回以上共有し指導を行った場合
□ 在宅患者緊急カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円	1月2回まで 診療方針の変更等担当する医療関係職種が集まりカンファレンスを行った場合
□ ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	在宅での終末期における支援を行った場合(死亡月に1回)
□ 訪問看護情報提供療養費Ⅰ	1,500円	150円	300円	450円	月1回 利用者の居住する市町村・都道府県・指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者に対して、当該市町村等からの求めに応じてご利用者さまに係る保健福祉サービスに必要な情報を報告した場合
□ 訪問看護情報提供療養費Ⅱ	1,500円	150円	300円	450円	各年度1回 利用者の状況を保育所等、学校(義務教育)、高等学校等の求めに応じて必要な情報を報告した場合

算定項目	利用料	利用者負担			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
□ 訪問看護情報提供療養費Ⅲ	1,500円	150円	300円	450円	月1回 入院、又は入所中の利用者の訪問看護でのご状況を入所、又は入院されている保険医療機関に報告した場合

精神科訪問看護〈基本料〉

算定項目	利用料	利用者負担			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護管理療養費	7,710円	770円	1,540円	2,310円	月の初日
	3,010円	300円	600円	900円	2回目以降の訪問
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	5,550円	560円	1,110円	1,670円	週3日目まで30分以上
	4,250円	430円	850円	1,280円	週3日目まで30分未満
	6,550円	660円	1,310円	1,970円	週4日目以降30分以上
	5,100円	510円	1,020円	1,530円	週4日目以降30分未満
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に2人まで)	5,550円	560円	1,110円	1,670円	週3日目まで30分以上
	4,250円	430円	850円	1,280円	週3日目まで30分未満
	6,550円	660円	1,310円	1,970円	週4日目以降30分以上
	5,100円	510円	1,020円	1,530円	週4日目以降30分未満
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に3人以上9人以下)	2,780円	280円	560円	830円	週3日目まで30分以上
	2,130円	210円	430円	640円	週3日目まで30分未満
	3,280円	330円	660円	980円	週4日目以降30分以上
	2,550円	260円	510円	770円	週4日目以降30分未満
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ (外泊時)	8,500円	850円	1,700円	2,550円	入院中1回(別表8に該当する場合は2回)
訪問看護ベースアップ 評価料Ⅰ	1,830円	180円	370円	550円	1月に1回 当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善を図る体制にある場合
訪問看護物価対応料1	60円	10円	10円	20円	1日につき 月の初日の訪問 物価高騰に対応するため
	20円	2円	4円	10円	1日につき 月の2回目以降の訪問 物価高騰に対応するため

精神科訪問看護〈加算〉

算定項目	利用料	利用者負担			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
□ 精神科緊急訪問看護加算	2,650円 (週14日目まで) 2,000円 (週15日目以降)	270円 200円	530円 400円	800円 600円	利用者または家族の求めに応じて主治医の指示で緊急訪問した場合

算定項目	利用料	利用者負担			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
□ 精神科複数回訪問加算	4,500円 (同一建物内1人または2人)	450円	900円	1,350円	1日に2回の場合 精神科在宅患者支援管理料を算定する利用者に対してその主治医の指示に基づき訪問した場合
	4,000円 (同一建物内3人以上9人以下)	400円	800円	1,200円	
	8,000円 (同一建物内1人または2人)	800円	1,600円	2,400円	1日に3回の場合 精神科在宅患者支援管理料を算定する利用者に対してその主治医の指示に基づき訪問した場合
7,200円 (同一建物内3人以上9人以下・月20日目まで)	720円	1,440円	2,160円		
	6,900円 (同一建物内3人以上9人以下・月21日目以降)	690円	1,380円	2,070円	
□ 長時間精神科訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円	週1回 15歳未満の超重症児または準超重症児・別表8の利用者・精神科特別指示書により訪問している利用者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合 ただし15歳未満の超重症児・準超重症児、15歳未満の小児であって別表8の対象者に限っては、週3回まで
□ 複数名精神科訪問看護加算	4,500円 (同一建物内1人または2人)	450円	900円	1,350円	他の看護師または作業療法士の場合 1日に1回
	4,000円 (同一建物内3人以上9人以下)	400円	800円	1,200円	
	9,000円 (同一建物内1人または2人)	900円	1,800円	2,700円	1日に2回
	8,100円 (同一建物内3人以上9人以下)	810円	1,620円	2,430円	
	14,500円 (同一建物内1人または2人)	1,450円	2,900円	4,350円	1日に3回以上
13,000円 (同一建物内3人以上9人以下)	1,300円	2,600円	3,900円		
□ 夜間・早朝訪問看護加算	2,100円 (同一建物内1人または2人)	210円	420円	630円	1回につき (6時～8時・18時～22時)
	2,100円 (同一建物内3人以上9人以下・月15日目まで)	210円	420円	630円	
	1,900円 (同一建物内3人以上9人以下・月16日目以降)	190円	380円	570円	
□ 深夜訪問看護加算	4,200円 (同一建物内1人または2人)	420円	840円	1,260円	1回につき (22時～6時)
	4,200円 (同一建物内3人以上9人以下・月15日目まで)	420円	840円	1,260円	
	4,000円 (同一建物内3人以上9人以下・月16日目以降)	400円	800円	1,200円	

※同一建物内には、当該者と同一の建物又は同一の敷地内の建物に居住する他の者に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の人数が含まれます。

4 その他の費用について

<input type="checkbox"/> 交通費（実費）	医療保険のみ 1 回 350 円
<input type="checkbox"/> ケア料（実費）	亡くなられた後のケア料として 10,000 円
<input type="checkbox"/> 衛生材料（実費）	処置などに使用した衛生材料費は別紙 2 に基づき請求 口腔機能の評価として舌圧測定を行う際、口腔内に入れる器具について衛生管理の面から自費購入いただきます。（費用等については、対象となる場合に別途説明致します。）

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証または医療保険証等に記載された内容を確認させていただきます。記載内容や保険証等に変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 事業所職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

6 サービスのご利用にあたってのお願い

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- (2) 訪問の際はペットをケージに入れる、リードに繋ぐなどの配慮をお願いします。
- (3) 見守りカメラの設置、事業所職員の写真撮影をする場合、個人情報保護法に準じて事前に事業所職員本人の同意を受けてください。
- (4) ハラスメント行為などにより健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (5) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

7 サービスのご利用にあたっての禁止事項について

- (1) 事業所職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為
- (3) サービス利用中に事業所職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行ったり、SNS等に掲載したりすること

8 ハラスメントの防止について

事業者は、事業所職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を築けるように、次に掲げるとおりハラスメントの防止に取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織としては許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等性的ないやがらせ行為上記は、事業所職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどをもとに即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 事業所職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	(ステーション長) 中楯 朋子
【市町村（保険者）の窓口】	
塩尻市役所 介護保険課	電話番号 0263-52-0280
朝日村役場 住民福祉課	電話番号 0263-99-2001
山形村役場 保健福祉課	電話番号 0263-97-2100
松本市役所 健康福祉部 高齢福祉課	電話番号 0263-34-3213

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危害が及ぶことが考えられるときは利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。

1 1 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

1 2 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

<p>【家族等緊急連絡先】</p>	<p>氏 名 続柄</p> <p>住 所</p> <p>電 話 番 号</p> <p>携 帯 電 話</p> <p>勤 務 先</p>
-------------------	---

【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号
--------------	-------------------------

1 3 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】	
塩尻市役所 介護保険課	電話番号 0263-52-0280
朝日村役場 住民福祉課	電話番号 0263-99-2001
山形村役場 保健福祉課	電話番号 0263-97-2100
松本市役所 健康福祉部 高齢福祉課	電話番号 0263-34-3213
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 電話番号 担当介護支援専門員 様

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名	居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者 賠償責任保険
補償の概要	対人・対物・管理財物賠償補償その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

1 4 身分証携行義務

事業所職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 5 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 6 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を速やかに居宅介護支援事業者に連絡します。

17 サービス提供等の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを終了した日から2年間（介護保険）または5年間（医療保険）保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (3) 下記に掲げる記録及び報告書については5年間保存します。
 - ① 身体拘束等の様態及び時間、その間の利用者の身体の状況及び理由の記録
 - ② 提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情の内容及び際して採った措置についての報告書
 - ③ サービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った措置についての報告書

18 衛生管理等

- (1) 事業所職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

19 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20 サービス提供に関する相談、苦情について

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

【事業者の窓口】 (苦情受付担当者) 中楯 朋子	電話番号 0263-53-8611
【市町村（保険者）の窓口】 塩尻市役所 介護保険課	電話番号 0263-52-0280
朝日村役場 住民福祉課	電話番号 0263-99-2001
山形村役場 保健福祉課	電話番号 0263-97-2100
松本市役所 健康福祉部 高齢福祉課	電話番号 0263-34-3213

【公的団体の窓口】 (介護保険) 長野県国民健康保険団体連合会 (医療保険) 松本市保健福祉事務所	電話番号 026-238-1580 電話番号 0263-47-7800(代表)
--	--

2.1 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

事業者	所在地	長野県松本市本庄2-5-1
	法人名	社会医療法人財団 慈泉会
	代表者名	相澤 孝夫
	事業所名	相澤訪問看護ステーションひまわり塩尻事業所
	説明者氏名	

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	(続柄)

事業者から下記内容の変更について説明を受け、内容について同意しました。

		年 月 日
変更内容		

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	(続柄)

事業者から下記内容の変更について説明を受け、内容について同意しました。

		年 月 日
変更内容		

利用者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	(続柄)

事業者から下記内容の変更について説明を受け、内容について同意しました。

年 月 日		
変更内容		

利用者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	(続柄)

事業者から下記内容の変更について説明を受け、内容について同意しました。

年 月 日		
変更内容		

利用者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	(続柄)

(別紙1)

別表7 厚生労働大臣の定める疾病

- (ア) 末期悪性腫瘍
- (イ) 多発性硬化症
- (ウ) 重症筋無力症
- (エ) スモン
- (オ) 筋萎縮性側索硬化症
- (カ) 脊髄小脳変性症
- (キ) ハンチントン病
- (ク) 進行性筋ジストロフィー症
- (ケ) パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））
- (コ) 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）
- (サ) プリオン病
- (シ) 亜急性硬化性全脳炎
- (ス) ライツゾーム病
- (セ) 副腎白質ジストロフィー
- (ソ) 脊髄性筋萎縮症
- (タ) 球脊髄性筋萎縮症
- (チ) 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- (ツ) 後天性免疫不全症候群
- (テ) 頸髄損傷
- (ト) 人工呼吸器を使用している状態

別表8 特別な管理を必要とする状態

- (ア) 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- (イ) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理、又は在宅難治性皮膚疾患処理指導管理を受けている状態、在宅人工呼吸指導管理を受けている状態（医療保険に限る）
- (ウ) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- (エ) 真皮を超える褥瘡の状態
- (オ) 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態（介護保険）在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者（医療保険）

(別紙2)

衛生材料価格表

(内税)

衛生材料名称	金額
優肌パーミロール 10×10	32 円
優肌パーミロール 1 箱	3,000 円
シルキーテックス 5 号 5cm×5m	380 円
カテーテル用シリンジ 50ml	74 円
ニプロシリンジ 10ml	32 円
ケンエーG 浣腸液 50%	163 円
モイスキンパッド 1515	157 円
モイスキンパッド 2630	345 円
クリニー採尿バッグ	528 円
吸引カテーテル 10Fr、12Fr、14Fr	47 円
吸引チューブ 2m	1,210 円
サーフロー22G、24G	105 円
フォーリーカテーテル 14Fr、16Fr	660 円
優肌絆アルファ 25mm×7m	377 円
ネラトンカテーテルマルチ 12Fr・14Fr	42 円
カインゼロゼリー	296 円
エムシー・ルブリカントゼリー	211 円